

令和7年度 看護職員資質向上推進事業委託仕様書

1 事業目的

看護師養成所及び准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の実習施設における実習指導者の資質向上を目的とする研修を実施することで、看護教育を一層充実させること。

2 委託業務の内容

下記(1)実習指導者講習会（厚生労働省「保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」「特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」に沿ったもの）の実施。

実習指導者講習会事業

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

ア 目的

実習指導者等に対し、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得させること。

イ 事業内容

(ア) 受講対象者

- a 看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
- b 将来、aの実習施設の実習指導者となる予定にある者
- c aの養成所で実習指導の任にある者

(イ) 受講者数

70名程度とする。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(ウ) 単位等

- a 講習会においては、講義1単位15時間、演習を1単位30時間を基本とし、原則として10単位（180時間）以上とすること。
- b 受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、表1の実習指導者養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の2分の1を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができる。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。

(エ) 内容

表1の科目、目標及び内容を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、表2を参考とすること。

(オ) 担当者

本講習会の運営等を担当する職員は、原則として専任教員養成講習会、実習指導者講

習会等を受講した者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。

(カ) 講師

- a 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授すること。
- b 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学
校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

(キ) その他

- a 開催日の設定にあつては、受講のしやすさを確保するため、複数回に分割した期間
を設定することができる。
- b 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することがで
きるが、受講希望者の参加が困難とならないよう、表1及び表3に定められた時間数
を超過しないよう努めること。
- c 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、表1を参考に各科目の評価を行
い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましい。また、専任教員
養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修
了を認めることが望ましい。
- d 講習会修了者には、県において修了証書を交付する。

② 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会

ア 目的

看護師等養成所における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設の実習指導者等に
対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的
な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 受講対象者

- a 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であって、現に実習指導者の任に
ある者又は将来実習指導者となる予定の者
 - ・保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
 - ・助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師
 - ・看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は地
域・在宅看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
 - ・准看護師養成所における老年看護学実習又は母子看護学実習を行う病院以外の実習
施設の保健師、助産師又は看護師
- b 看護師等養成所で上記aに掲げる実習において、現に実習指導の任にある者

(イ) 受講者数

20名程度とする。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体
制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、
かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(ウ) 内容

- a 講習の期間は39時間以上とすること。
- b 内容は、表3の科目及び目標を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、表4を参考とすること。

(エ) 担当者

本講習会の運営等を担当する職員は、原則として、専任教員養成講習会、実習指導者講習会等を受講した者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。

(オ) 講師

- a 教育に関する科目については、大学教授、准教授又はこれらに準ずる者が教授すること。
- b 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

(カ) その他

- a 開催日の設定にあつては、受講のしやすさを確保するため、複数回に分割した期間を設定することができる。
- b 一般分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができるが、受講希望者の参加が困難とならないよう、表1及び表3に定められた時間数を超過しないよう努めること。
- c 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、表3を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましい。また、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。
- d 講習会修了者には、県において修了証書を交付する。

3 受講環境等

- (1) 受講環境は対面形式、オンライン形式または両形式を併用できるものとする（上記2(2)に関しては動画配信にしても良い。）が、対面形式による場合は講習期間中、専用に利用できる教室を確保すること。
- (2) グループワーク等を効果的に行うための環境の確保に努めること。
- (3) 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮すること。

4 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

5 委託業務におけるその他の事項

- (1) 受託者は、各研修の実施にあたり、県と協議の上、研修受講者から以下のとおり受講料（税込）を徴収できる。

徴収した受講料は、委託料とは別に研修実施に係る経費に充てること。なお、研修実施に係る経費は以下のとおり定める。

区分	受講料（円/人）
① 実習指導者講習会 一般分野	55,200円以内の額
② 実習指導者講習会 特定分野	13,800円以内の額

研修実施に係る経費

講師謝金、講師旅費、ファシリテーター謝金、ファシリテーター旅費、講師軽食費、研修資料や受講修了証作成にかかる印刷製本費、eラーニング受講料

- (2) 受講料を徴収する場合は受託者が銀行振込等の方法により受講者から直接徴収すること。
受講料徴収後にやむを得ない事由により各研修が中止となった場合、徴収した受講料は納入者に返還すること。この場合の振込手数料は乙が負担すること。
- (3) 研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物として実績報告書を県に提出すること。

6 委託期間

契約日～令和8年3月31日

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その他、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承諾を受けなければならない。この場合において、受託者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。また、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- (8) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (9) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。

- (10) 上記(1)～(9)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

(表 1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

区分	内容	科目	目標・内容	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理 ＊	教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論を学ぶ。 ・教育の本質、目的 ・教育活動の特性	1	15
		教育方法 ＊	教育方法の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・授業形態、教育方法及び教材の活用 ・教授—学習過程の理解 等	1	15
		教育心理 ＊	人間の発達と学習過程における心理的な特徴についての基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・成長発達に伴う学習者心理の理解 ・学習過程における心理 等	1	15
		教育評価 ＊	教育評価の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・教育評価の目的と方法 ・講義・演習・実習評価の方法 等	1	15
専門分野	看護論	看護論＊	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げ、自己の看護観を明確にする。 ・看護の機能と役割 ・看護場面と看護観の再構成 ・健康の概念と健康支援 ・倫理的課題とその対応方法 等	1	15
	看護教育課程	看護教育課程論＊	看護師等養成所の各教育課程の概要を学び実習指導につなげる。 ・教育課程の基礎知識 等	1	15
	実習指導の基盤	実習指導方法論 (評価を含む)	実習指導案について理解し、教授方法を学ぶ。 ・実習指導の方法 ・実習評価の意義と方法 等	2	30
		実習指導方法演習	実習指導の展開の実際を学ぶ。 ・実習指導案の作成及び評価(課程別、学年別、専門領域別等) ・実習の評価 等	2	60
合 計				10	180

* e ラーニング活用可能

なお、e ラーニングは1 単位 7.5 時間の e ラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて1 単位 15 時間として取り扱うことも可能。

(表 2) 保健師助産師看護師実習指導者講習会での e ラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

区分 \ 項目	保健師助産師看護師実習指導者講習会での e ラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
	科目	単位数 (時間数)	科目	単位数 (時間数)
基礎分野	教育原理	1 (15)	教育原理	1 (15)
	教育方法	1 (15)	教育方法	1 (15)
	教育心理	1 (15)	教育心理	1 (15)
	教育評価	1 (15)	教育評価	1 (15)
専門分野	看護論	1 (15)	看護論	1 (15)
	看護教育課程論	1 (15)	看護教育課程論	3 (45) のうち 1 (15)

※ e ラーニングは 1 単位 7.5 時間の e ラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて 1 単位 15 時間として取り扱うことも可能。

※保健師助産師看護師実習指導者講習会での e ラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(表3) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

教育内容	科目	目標及び内容	時間数
教育の基盤	教育原理 *	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ。	3
	教育心理 *	人間の発達と学習過程における青年時の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する。	
	教育方法 *	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する。	3
実習指導の基盤	実習指導 の実際Ⅰ (講義)	看護基礎教育の概要と実習に求められている課題を理解する。	3
		実習指導の基礎と実習指導者のあり方を理解する。	6
	実習指導 の実際Ⅱ (演習)	実習指導の展開について理解を深め、かつ、臨地実習の中で体験する指導場面別の役割や方法について演習を通して学ぶ。	24
合 計			39

* e ラーニング活用可能

(表4) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

区分	項目	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
		科目	時間数	科目	単位数 (時間数)
教育の基盤	教育原理		3	教育原理	1 (15)
	教育心理			教育心理	1 (15)
	教育方法		3	教育方法	1 (15)
				教育評価	1 (15)

※ 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあっては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、本契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。